

令和6年 10 月 22 日

取引業者各位

新潟県立中央病院
院長 田部 浩行

新型コロナウイルス感染防止に係る業者訪問の制限について（第8報）

平素より当院の病院経営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行して以降、関係業者の訪問制限を下記のとおりとしています。

この通知による変更点はございませんが、メーカー等の関係者の皆さまへ周知いただくとともに、引き続き院内感染対策へのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方について

- ・ 院内立入は必要最小限とします（納品・修理・緊急時の対応等の業務を制限するものではありませんが、院内での滞在は必要最小限に留めてください）。
- ・ 営業活動・あいさつ回りによる来院は、予約を取ってからお越しく下さい。廊下等での長時間の滞在は控えていただくようお願いいたします。
- ・ 打ち合わせ、情報提供など必ずしも対面による対応が必要でない業務については、メールやオンラインミーティング等により行うようお願いいたします。

2 訪問時の対応について

来院される場合は、健康チェック・体温計測を行い、マスクの着用・手指消毒の励行等、感染対策の徹底をお願いいたします。